

会員各位

一般 社団法人
八代歯科医師会
会長 水上正太

マイナンバー制度への対応について

冠省 用件のみにて失礼いたします。

ご承知の通り、マイナンバー(個人番号)の通知が10月より始まっており、来年1月から の利用となります。口腔保健センターでの休日救急歯科診療出務手当の支給における会員の先生方(と同伴者)のマイナンバーの取り扱い等について、本会顧問税理士の瀧川知幸先生と11月19日に事前協議を行いましたので現時点での決定事項をご報告致します。

早速1月1日の口腔保健センターの休日救急歯科診療出務手当から適用されますが、従来通りの支給方法では、先生方はもちろん全同伴者のマイナンバーを提供していただく必要があり、入れ替わりのあるスタッフのマイナンバーの把握と管理が、制度の運用上非常に困難となります。

そこで、担当医と同伴者の報酬の合計で担当医の先生から源泉徴収させていただき事になりました。先生方、同伴者、それぞれの支給額は、従来通り変わりはありません。

税務申告は担当医の先生が合計額で行うこととなり、非常に心苦しくはありますが、苦肉の策である事をご拝察の上ご了承いただきますようお願い申し上げます。

何分、時間的に差し迫っており、この案で1月1日から実施させていただきますが、その後の状況に応じて再度瀧川税理士と相談の上、方法を改善する可能性を残しております。その際の八歯發文書にご留意下さい。現時点では、会員の先生方のマイナンバーを3月の総会時にご持参いただく案を考えております。

なお、口腔保健センター出務の報酬に関する疑問点や税務処理等については瀧川知幸先生(連絡先下記)に快くお引き受けいただきましたのでご相談ください。

瀧川税理士事務所 八代市田中東町12-12 ☎ 0965-33-0070

また、健診業務手当に関するマイナンバーの取り扱いについて、八代市や氷川町から郵便物が届いていると存じますが、それについては行政にお問い合わせ下さるようお願い致します。書留郵送も受けるようですが基本的には持参が望ましいとのことでした。

末筆ではございますが、先生方各々の診療所におかれましても、当然のことながら、従業員のマイナンバーの把握・管理等が必要となりますのでよろしくご対応くださるようお願い申し上げます。

草々